



接続約款変更認可申請書

西相制第 35 号  
平成 23 年 6 月 27 日

総務大臣  
片山 善博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法 第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
区分	内容	区分	内容
1～70 (略)	(略)	1～70 (略)	(略)
		70-2 ハーフダクト方式	1条の管路内にケーブル保護用可とう管を2条敷設し各々のケーブル保護用可とう管に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを収容することを可能とする方式又は既に1条のケーブルが収容されている管路内にケーブル保護用可とう管を新たに敷設しその中に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを収容する方式
71～110 (略)	(略)	71～110 (略)	(略)
料金表 第3表 預かり保守契約等に基づく負担額 第2 とう道又は管路に係る負担額 1 適用		料金表 第3表 預かり保守契約等に基づく負担額 第2 とう道又は管路に係る負担額 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1) 負担額の算定	ア～イ (略)  ウ イにかかわらず、ハーフダクト方式(1条の管路内にケーブル保護用可とう管を2条敷設し各々のケーブル保護用可とう管に1条のケーブルを敷設することによって1条の管路に2条のケーブルを収容することを可能とする方式をいいます。)を適用してケーブルの収容を行っている管路については、通常管路料金に2分の1を乗じて得た額に相当する額を適用します。  エ (略)	(1) 負担額の算定	ア～イ (略)  ウ イにかかわらず、ハーフダクト方式を適用してケーブルの収容を行っている管路については、通常管路料金に2分の1を乗じて得た額に相当する額を適用します。  エ (略)
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
		附則 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。	